

証券コード4488
2023年6月8日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷 3 丁目 8 番 12 号

AI inside 株式会社

代表取締役社長CEO 渡久地 択

第 8 期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 8 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に「第 8 期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://inside.ai/ir/meeting/>)



また、上記のほか、インターネット上の東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら、電子提供措置事項のうち株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日） 午後2時（受付開始 午後1時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷3丁目21番3号 渋谷ストリームホール6階
3. 目的事項
報告事項 第8期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - 【事業報告】
 - ・会社の新株予約権等に関する事項
 - ・会計監査人に関する事項
 - ・業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要
 - ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - 【計算書類】
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
 - ◎今後のコロナウイルスの感染状況を踏まえ、当日の会場変更などのお知らせを実施する可能性がございますので、ご来場いただく際には当社ウェブサイトをご確認くださいようお願いいたします。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合



○郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後6時必着



○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後6時まで

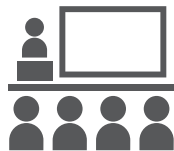


○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後6時まで

当日ご出席される場合



○株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

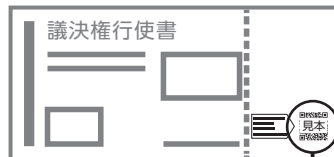
株主総会日時 2023年6月23日（金曜日）午後2時開催

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使について

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

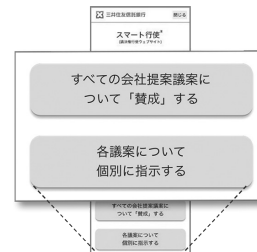


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンからタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



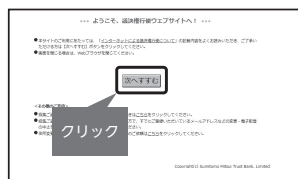
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

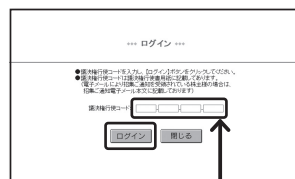
①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



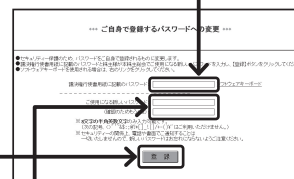
②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。
「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

近年我が国において、少子高齢化や人口減により生産年齢人口が減少する一方、人によるデータ入力に関する外部委託市場は2022年度の6,090億円から2025年度には6,290億円へ成長していくと予測されております（市場規模は全て「BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）市場の実態と展望 2021-2022（株式会社矢野経済研究所）」より）。企業は、労働者の在宅ワーク導入など働き方改革をこれまで以上に意識した事業運営が求められていることから、社会的なデジタルトランスフォーメーション（DX）推進は加速していくものとみられます。

このような市場環境において、当社は、ディープラーニングによる手書き文字認識AIを活用した生産性向上のためのAI-OCRサービス「DX Suite」、及び当社のミッション「AIテクノロジーの妥協なき追求により非常識を常識に変え続ける」を実現するための製品「Learning Center」の開発・提供を進めてまいりました。また、当期において、株式会社aiforce solutionsとの事業統合により「Learning Center Forecast」（旧称：AMATERAS RAY）「AI Growth Program」（旧称：AMATERAS EDU）の提供を行いました。

その結果、売上高及び各段階利益については以下の実績となりました。

（売上高）

当事業年度の売上高は3,802,642千円（前年同期比114.8%）となりました。当事業年度における当社及びその他販売パートナーがそれぞれの顧客へ提供している「DX Suite」利用ライセンスは前年同期の2,232件から2,568件に堅調に増加し、またチャーンレート（解約率）の実績は低水準で推移しており、営業活動による新規案件の獲得により売上高の積上げを進めてまいりました。

加えて、第1四半期会計期間に吸収合併を行った株式会社aiforce solutionsの予測・判断AI技術を取り込んだ「Learning Center Forecast」及び非エンジニア人材のAI人材化を加速する「AI Growth Program」の収益貢献が始まっております。

売上高のうち、リカーリング型モデル（注1）及びセリング型モデル（注2）の内訳は以下のとおりとなりました。

収益モデル	第7期事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第8期事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	売上高 (千円)	前年同期比 (%)	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
リカーリング型モデル	3,027,780	75.1	3,454,920	114.1
セリング型モデル	282,963	50.1	347,722	122.8
合計	3,310,744	72.0	3,802,642	114.8

- (注) 1. リカーリング型：顧客が当社のサービスを利用する限り継続的に計上される収益形態を表します。
2. セリング型：特定の取引毎に計上される収益形態を表します。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、837,621千円（前年同期比102.0%）となりました。これは、主にサーバ費用等によるものであります。この結果、売上総利益は2,965,020千円（前年同期比119.1%）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、2,681,351千円（前年同期比139.6%）となりました。これは、主に業容拡大に伴う採用費・人件費の増加、2022年5月より発生したのれん償却費によるものです。この結果、営業利益は283,668千円（前年同期比49.8%）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度において、営業外収益は11,365千円発生しました。これは、主に補助金の交付による収入10,396千円が発生したことによるものです。また、営業外費用は15,552千円発生しました。これは、主に短期借入金に係る支払利息9,523千円、為替差損5,919千円が発生したこと等によるものです。この結果、経常利益は279,482千円（前年同期比49.6%）となりました。

(特別損益、当期純利益)

当事業年度において、特別損失が685,292千円発生しました。これは、関係会社株式評価損を計上したことによるものです。また、法人税、住民税及び事業税を106,632千円、法人税等調整額6,081千円を計上した結果、当期純損失は518,524千円となりました。

なお、セグメントについては、当社は人工知能事業の単一セグメントであるため、記載していません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は406,345千円であり、主に米国Omniscience社の最先端技術を取得、応用した「DX Suite」の機能強化256,850千円、レンタル資産「AI inside Cube」90,482千円の取得によるものであります。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第5期	第6期	第7期	第8期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	1,591,454	4,597,295	3,310,744	3,802,642
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	419,981	1,660,567	411,703	△518,524
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	129.70	450.87	107.71	△132.49
総 資 産 (千円)	3,007,856	7,470,904	6,848,271	6,675,478
純 資 産 (千円)	2,305,788	4,203,436	4,730,885	4,354,207
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	647.88	1,104.07	1,224.78	1,108.26

(4) 対処すべき課題

当社が事業を展開するAI-OCR市場は、業務効率化を目指す事業者を中心に導入が進み、今後も市場の成長は持続するものと予測しております。当社の対処すべき課題としては下記を認識しております。

① 研究開発の強化

短期的な技術開発の場では、失敗の許されない状況における開発が主となることが多いため、既存技術のブラッシュアップにしか手を出すことができず、抜本的な技術開発には着手しにくくなります。本質的な次世代技術を開発するためには、その基盤を固める知識・経験が必須であり、将来的に確実に必要となる長期的課題にも積極的に取り組んでいかなければ、世界のAIを牽引するような企業に発展することは望めません。そのため、当社は応用研究だけではなく、基礎研究も行い続けます。

② 製品開発の強化

当社で提供しているAIは、ユーザが日々の業務で使うほど、さらなる追加学習のためにフィードバックがなされ、精度が向上するという特徴を備えております。当社の好循環サイクルにおいて、より高精度、高価値なAIを提供し続けることが可能であります。

③ 顧客基盤の強化

1) パートナー連携推進によるリカーリング型売上の強化

当社製品については、ユーザへの直接販売、パートナーを通じた販売を行い、既にパートナー販売における契約数の割合が直接販売よりも高くなっておりますが、パートナーとより強固な関係を築くことで今後さらにその比率を上げていく方針です。また、当社が持つ既存製品・サービスに加え、それらを組み合わせた複合AIソリューションの提供により、事業規模・業種を問わない幅広い顧客基盤を構築してまいります。

加えて、セリング型の売上に含まれる初期費用などを低価格化し、導入拡大を図ること、リカーリング型の売上を拡大させていく方針です。

2) 付加価値の高いAIソリューションによる顧客・社会課題の解決

当社は、従来からの強みである画像・物体等の認識AIに加え、予測AI技術を提供してまいりました。当社が持つこれらの技術を組み合わせることにより、顧客や社会が持つ潜在課題を解決し、企業活動全体の効率化を担う付加価値の高い複合AIソリューションをパートナーとともに提供してまいります。これにより、AIソリューションの利用拡大および、より効率的な事業拡大を実現し、「誰もが意識することなくAIの恩恵を受けられる世界」を目指します。

④ 情報管理体制の強化

当社は、顧客企業の業務データや公開前の製品企画情報など多くの機密情報や個人情報等を保有しており、その重要性については十分に認識しております。その保護体制構築に向けて、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの構築・維持向上に努めることで、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

⑤ 優秀な人材の確保

当社は、今後の事業拡大に伴い、当社の企業理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。労働市場における知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、業務環境や福利厚生の改善により採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

当社の事業は人工知能事業の単一セグメントです。

(6) 従業員の状況

- ・ 正社員
従業員数 139名（前事業年度比 23名増）
平均年齢 36.2歳 平均勤続年数 2.11年
- ・ 臨時社員
従業員数 30名

(7) 事業所の状況

(事業所) 本社（東京都渋谷区）

2023年3月31日現在、本社以外の支社、営業所等の事業所はございません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社、子会社はございません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	1,000,000千円
株式会社りそな銀行	500,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
(2) 発行済株式の総数 3,997,750株 (内、自己株式の総数 38,484株)
(3) 当事業年度末の株主数 5,499名
(4) 株主の状況 (上位10名)

氏名又は名称	持株数 (株)	持株比率 (%)
渡久地 択	1,874,168株	47.33
楽天証券株式会社	249,900株	6.31
中沖 勝明	118,500株	2.99
大日本印刷株式会社	100,000株	2.52
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	86,200株	2.17
野村信託銀行株式会社 (投信口)	70,000株	1.76
第一生命保険株式会社	50,000株	1.26
株式会社SBI証券	44,800株	1.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	44,700株	1.12
名井 将元	35,400株	0.89

- (注) 1. 当社は、自己株式38,484株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式の数を控除し小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

(5) 年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	6,900株	3名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	1,200株	1名
監査等委員である取締役	—	—

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 役員に関する事項

(1) 会社役員の状況（2023年3月31日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職
代表取締役社長 CEO兼CPO	渡久地 択	Toguchi Estate株式会社 代表取締役
取締役COO	齋 藤 真 織	株式会社スモールビジネス研究会 代表取締役
取締役CMO	前 刀 禎 明	株式会社リアルディア 代表取締役 株式会社エルライン 社外取締役
取 締 役	星 健 一	kenhoshi & Company 代表 株式会社GROOVE 社外取締役 SocialGood株式会社 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	佐 藤 孝 幸	佐藤経営法律事務所 代表 全研本社株式会社 社外監査役 株式会社TORICO 社外監査役 株式会社フィル・カンパニー 社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監査等委員)	阿久津 操	株式会社ココブリーズ 代表取締役 弁護士ドットコム株式会社 社外監査役 株式会社プラン・ドゥ 社外監査役 株式会社ジールアソシエイツ 社外監査役 株式会社AVIC 社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監査等委員)	加 川 亘	—

- (注) 1. 取締役 星健一、佐藤孝幸、阿久津操及び加川亘の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会設置会社として、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施し、また、内部監査を行うAudit Unitが監査等委員会と連携して監査活動を行っており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員 佐藤孝幸氏は、弁護士及び米国公認会計士としての実務経験があり、企業法務及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役星健一、佐藤孝幸、阿久津操及び加川亘の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社における全ての取締役、監査等委員、執行役員、及び会計監査人を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。

当該契約の保険料は、全額当社が負担しています。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当該決定方針は、取締役会にて決定しております。当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、各取締役が原案について当該決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 報酬方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、以下の考えに基づき決定します。

- i 優秀な人材を確保・維持できる報酬水準であること
- ii 企業価値向上に向けた取り組みを促すものであること
- iii グローバル企業になるための視座をもって当社ビジョンの実現を推進することを動機づけるものであること

3. 報酬体系

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系は「金銭報酬」と「株式報酬」で構成します。

4. 報酬水準

AI分野における人材の競合企業群に対して遜色のない水準を目標にします。また、従業員賃金水準、世間水準との乖離にも留意し、調整・決定します。

5. 報酬の構成割合

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について、金銭報酬と株式報酬の構成割合は、株式報酬の割合が原則50%以上となるよう努めます。

6. 株式報酬

当社の株式報酬は譲渡制限付株式報酬（RS）を採用しており、2021年6月25日開催の第6期定時株主総会で定められた報酬枠（年額100百万円以内）を用いて、取締役会で決定します。主な内容は以下のとおりです。

対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）
譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額	年額100百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）
各取締役に対する株式報酬額	会社業績や職責、成果等を踏まえて毎年設定
割り当てる株式の種類及び割り当ての方法	普通株式（割当契約において譲渡制限を付したものを）を発行又は処分
割り当てる株式の総数	対象取締役に対して合計で年10,000株以内（うち社外取締役分年3,000株以内）
譲渡制限期間	割当日より5年以内で当社の取締役会が定める期間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間の満了をもって制限を解除 ただし、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合は譲渡制限を解除
当社による無償取得	譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式を全て当社が無償取得することができる

7. 報酬等を与える時期

「金銭報酬」：当該報酬方針を基に、役員としての責務等を総合的に勘案して決定され毎月支給されます。

「株式報酬」：当該報酬方針を基に、会社業績や職責、成果等を踏まえて毎年設定します。

8. 監査等委員である取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から金銭報酬のみで構成され、その報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第6期定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役

は2名)です。また、当該金銭報酬とは別枠で、同総会において、監査等委員である取締役を除き、譲渡制限付株式の割当てのための報酬枠として年額100百万円以内(うち社外取締役は年額30百万円以内)、株式数の上限10,000株以内(うち社外取締役については年3,000株以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役は2名)です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第6期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

- ③ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2022年6月24日開催の取締役会において代表取締役社長CEO兼CPO渡久地 沢に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長CEO兼CPO渡久地 沢において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の担当領域の設定及びその成果の評価を実施するのは、経営方針を決定する代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、各取締役から答申を得ており、代表取締役社長は、その答申内容を考慮し決定しております。

- ④ 会社役員に対する報酬等

区分	支給人員	金銭報酬	株式報酬	合計
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5名 (2名)	49,800千円 (12,600千円)	29,612千円 (4,953千円)	79,412千円 (17,553千円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	19,200千円 (19,200千円)	— (—)	19,200千円 (19,200千円)
合計	8名 (5名)	69,000千円 (31,800千円)	29,612千円 (4,953千円)	98,612千円 (36,753千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株式報酬については、2021年6月25日開催の第6期定時株主総会の決議において導入した譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況（2023年3月31日現在）

社外役員の兼職につきましては、前記「4. 役員に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりであります。

各社外役員の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況
取締役	星 健 一	取締役会 20/20回	IT業界及び会社経営全般に関する豊富な経験・知見から、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐 藤 孝 幸	取締役会 20/20回 監査等委員会 13/13回	主に上場会社監査役経験者及び弁護士としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	阿久津 操	取締役会 20/20回 監査等委員会 13/13回	主に上場会社監査役経験者としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	加 川 亘	取締役会 20/20回 監査等委員会 13/13回	主に通信業界等における豊富な業務経験を通じて培われた企業経営等に関する高い知見から、必要な発言を行っております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55,750千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定方法を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である内部統制制度（J-SOX）の導入に関する助言・指導業務に対する対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該基本方針に基づいた運営を行っております。「内部統制システムに関する基本方針」の概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等に則った職務執行を行う。
 - (b) 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - (c) コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議やリスク・コンプライアンス委員会を通じて適宜議論を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識、法令順守体制の推進に努める。
 - (d) 代表取締役社長直轄のAudit Unitを設置し、各部門の業務執行状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書、重要な会議体の議事録や稟議書等については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - (b) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 健全な企業活動を行うにあたりコンプライアンス、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」を整備し、運用するものとする。
 - (b) リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。
 - (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (b) 迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、執行役員制度を導入する。
 - (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「職務権限規程」、「職務権限表」を制定する。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査等委員会は、Audit Unitに所属する使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や他の使用人の指揮命令を受けないものとする。Audit Unitに所属する主要な使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関する事項の決定については、監査等委員会と事前協議の上、実施する。
 - (b) 取締役及び使用人は、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けたAudit Unitに所属する使用人に対し、監査等委員会からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。
6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
 - (b) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - (c) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

7. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員から会社法第399条の2第4項に基づく請求があったときは、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれを支払う。
 - (b) 監査等委員会は、Audit Unitと連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。
 - (c) 監査等委員会は定期的に会計監査人と意見交換を行う。
 - (d) 監査等委員会は、必要に応じて弁護士及び公認会計士その他の専門家の助言を受け、必要な連携を図ることとする。
8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。
 - (b) 役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を周知する。
 - (c) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - (d) 取引先との契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込み、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 全般

当社では、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、取締役会等の重要会議の運営、組織・体制の整備、コンプライアンスの遵守、リスク管理、監査等委員会による監査の実効性の確保等について取り組みを実施しております。また、内部統制システムについて、取締役会等の重要会議において、継続的に経営上の課題を検討し、必要に応じて社内規程及び業務の見直しを行い、その実効性を向上させております。

2. 取締役の職務の執行

毎月1回開催される定時取締役会及び必要に応じて機動的に開催する臨時取締役会にて、経営に関する重要事項について審議・決議を行っております。社外取締役は、経営会議等の重要会議にも出席の上、積極的に発言を行っております。

3. 監査等委員の職務の執行

監査等委員は取締役会、経営会議等の重要会議に出席の上、取締役の職務の執行状況等に対し、必要に応じて意見を述べております。

監査上必要な議事録、稟議書類等は常時閲覧できる状態とし、また、必要に応じて代表取締役を含めた役職員が監査等委員に説明を行うことで、実効性のある監査となるよう体制確保に努めております。

4. コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を図るため、リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、コンプライアンス違反の事前防止を図る取り組みを行っております。

また当社は内部通報取扱規程により相談・通報体制を設けることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

5. リスク管理

リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、当社におけるリスクの把握及びその対応策の検討を行っております。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令による別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業全般を取り巻く事業環境を勘案したうえで、利益還元を行うことを検討してまいります。

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,047,749	流 動 負 債	2,252,907
現 金 及 び 預 金	3,235,034	短 期 借 入 金	1,600,000
売 掛 金	521,174	未 払 金	160,936
前 払 費 用	275,881	未 払 法 人 税 等	98,910
そ の 他 流 動 資 産	16,073	未 払 消 費 税 等	129,131
貸 倒 引 当 金	△413	未 払 費 用	93,110
固 定 資 産	2,627,728	預 り 金	50,474
有 形 固 定 資 産	221,410	契 約 負 債	67,589
建 物 附 属 設 備	46,328	賞 与 引 当 金	51,675
工 具、器 具 及 び 備 品	197,476	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,080
レ ン タ ル 資 産	206,187	固 定 負 債	68,363
建 設 仮 勘 定	51,044	株 式 給 付 引 当 金	50,000
減 価 償 却 累 計 額	△279,626	長 期 借 入 金	14,130
無 形 固 定 資 産	1,730,373	長 期 契 約 負 債	4,233
の れ ん	1,343,226	負 債 合 計	2,321,271
ソ フ ト ウ ェ ア	387,147	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	675,944	株 主 資 本	4,354,207
関 係 会 社 株 式	552,583	資 本 金	1,233,990
投 資 有 価 証 券	3,523	資 本 剰 余 金	1,979,263
差 入 保 証 金	36,680	資 本 準 備 金	1,083,990
繰 延 税 金 資 産	82,836	そ の 他 資 本 剰 余 金	895,273
長 期 前 払 費 用	320	利 益 剰 余 金	1,254,012
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,254,012
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,254,012
		自 己 株 式	△113,058
		純 資 産 合 計	4,354,207
資 産 合 計	6,675,478	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,675,478

損 益 計 算 書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売 上	高					3,802,642
売 上 原 価						837,621
売 上 総 利 益						2,965,020
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						2,681,351
営 業 外 収 益						283,668
営 業 外 収 入					20	
受 補 助 金 の 収 入					10,396	
営 業 外 費 用					948	11,365
支 払 替 利 差 損 他					9,523	
					5,919	
					109	15,552
経 常 利 益						279,482
特 別 損 失						
関 係 会 社 株 式 評 価 損 失					685,292	685,292
税 引 前 当 期 純 損 失						405,810
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税					106,632	
法 人 税 等 調 整 額					6,081	112,714
当 期 純 損 失						518,524

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金
当期首残高	1,222,986	1,072,986	724,947	1,797,933	1,772,537
当期変動額					
新株の発行	11,004	11,004		11,004	
自己株式の取得					
自己株式の処分			170,326	170,326	
当期純損失					△518,524
当期変動額合計	11,004	11,004	170,326	181,330	△518,524
当期末残高	1,233,990	1,083,990	895,273	1,979,263	1,254,012

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△62,571	4,730,885	4,730,885
当期変動額			
新株の発行		22,008	22,008
自己株式の取得	△119,887	△119,887	△119,887
自己株式の処分	69,399	239,726	239,726
当期純損失		△518,524	△518,524
当期変動額合計	△50,487	△376,678	△376,678
当期末残高	△113,058	4,354,207	4,354,207

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
市場価格のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	2年～12年
工具、器具及び備品	3年～8年
レンタル資産	5年
- ② 無形固定資産
自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 株式給付引当金
株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する時点)は以下のとおりであります。

① セリング型モデル

当社では顧客との契約に基づき、ディープラーニングによる手書き文字認識AIを活用した生産性向上のためのAI-OCRサービスとして「DX Suite」を提供しております。「DX Suite」の有償トライアルについては、当該サービスをトライアル期間において提供する義務を負っております。トライアル期間の終了により、履行義務が充足されると判断し、トライアル期間の終了時点で収益を計上しております。また、「DX Suite」に係る初期費用は契約履行活動の対価であることから、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

「AI Growth Program」については、実践型のDX人材を輩出するための研修やワークショップの提供を履行義務としており、当該サービスの完了時点で収益を計上しております。

② リカーリング型モデル

リカーリング型モデルについては、契約期間において主に「DX Suite」や「Learning Center Forecast」のサービスを提供することを履行義務として識別しております。契約期間中、常にサービスが利用可能であることから、契約期間を履行義務の充足期間として、一定期間にわたり収益を認識しております。また、契約から生じる従量料金は、サービス利用の従量に応じて収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

定額法を採用しております。償却年数は5年としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27―2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において繰延税金資産82,836千円を計上しております。

(2) 識別した項目に係わる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、当社の過年度の業績等に基づく収益力を判断基準とし、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異に法定実効税率を乗じて繰延税金資産を算定しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、当社の翌年度の業績計画の税引前利益を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールリングの結果により算定しております。当該見積りには過年度の業績計画の達成状況等を考慮しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

(株式会社aiforce solutions株式取得の際に認識したのれんの評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度においてのれん1,343,226千円を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、当事業年度に株式会社aiforce solutionsを吸収合併した結果、超過収益力として識別したのれんの未償却残高1,343,226千円を、貸借対照表に計上しております。当該のれんについては、取得原価のうち、のれんに配分された金額が相対的に多額であることから、当事業年度においてのれんの減損損失の認識の判定を行っておりますが、見積もられた割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんの帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎として見積もっておりますが、特に売上高の計画は、新規の案件獲得数の増加などの主要な仮定に基づいて作成されており、この主要な仮定には不確実性が伴います。

これらの見積りにおいて用いた主要な仮定が、経済環境の変動等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度において、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	400千円
短期金銭債務	1,650千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,532千円
販売費及び一般管理費	8,681千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数	普通株式	3,997,750株
当事業年度末における自己株式の種類及び総数	普通株式	68,884株
当事業年度末における当社が発行している 新株予約権の目的となる株式の数	普通株式	2,200株

(注) 当事業年度より、従業員向け株式給付信託制度を導入しております。当事業年度末における自己株式数に含まれている当該制度に係わる信託が所有する当社株式は30,400株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	209,836千円
研究開発費	128,292千円
株式報酬費用	20,322千円
賞与引当金	18,038千円
株式給付引当金	15,310千円
前受収益	9,155千円
未払事業税	8,165千円
有価証券評価損	8,102千円
減価償却超過額	6,306千円
差入保証金償却	3,154千円
その他	1,087千円

繰延税金資産合計	427,772千円
評価性引当額	△344,935千円
繰延税金資産の純額	82,836千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。また、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。その他の流動資産及び流動負債はそれぞれ1年以内に解消予定です。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。また、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。差入保証金は、回収時期が未定なことから現在価値の算定が困難と判断し、時価の算定の対象外としております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
関係会社株式	552,583	573,836	21,253
資産計	552,583	573,836	21,253

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金、「売掛金」「短期借入金」

「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。

- (注) 2. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。
当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	3,523

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社株式	573,836	—	—	573,836
資産合計	573,836	—	—	573,836

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明
関係会社株式

上場株式については、相場価格を用いて評価しております。

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額	552,583千円
持分法を適用した場合の投資の金額	462,344千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額（△）	△514,502千円

10. 関連当事者取引に関する注記

当事業年度における関連当事者との取引については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,108.26円
1株当たり当期純損失金額	132.49円

（注） 当事業年度より、従業員向け株式給付信託制度を導入しております。当該制度に係わる信託が所有する当社株式は、計算書類において自己株式として計上しており、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当事業年度における1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は30,400株であります。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	収益モデル		合計
	リカーリング型 モデル	セリング型 モデル	
固定料金	2,896,883	－	2,896,883
従量料金	480,652	－	480,652
その他	77,383	347,722	425,106
顧客との契約から生じる収益	3,454,920	347,722	3,802,642

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、取引の対価は通常、履行義務を充足してからおおよそ1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は、主に「DX Suite」初期費用にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、70,048千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、実務上の便法を適用し当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	9,166
1年超2年以内	2,625
2年超3年以内	879
3年超	727
合計	13,400

13. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社aiforce solutions

事業内容：AIコンサルティング事業、AI関連ソフトウェア開発事業、
AI関連人材教育事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は「AIテクノロジーの妥協なき追求により、非常識を常識に変え続ける」というミッションのもと、「誰もが意識することなくAIの恩恵を受けられる世界」を目指します。物体検知のAI領域を中心に、AI技術やAI開発・運用基盤をオープンに提供し、様々な社会・産業基盤の商材との連携・共同開発を進めています。

株式会社aiforce solutionsは、AI民主化による「誰もがテクノロジーを使いこなす社会課題の解決に貢献できる、今より一歩進んだ世の中」の実現を目指しており、データ解析のAI領域を中心に、サービスを提供しています。

当社は、株式会社aiforce solutionsと早期に一体となり、同社が持つ各サービス、技術やナレッジを当社のサービスと統合することで、AIの提供できる価値領域が広がり、AIソリューションの利用拡大を加速させられると判断し、同社の全株式を取得しました。

③ 企業結合日
2022年5月2日

④ 企業結合の法的形式
現金を対価とした株式取得

⑤ 結合後企業の名称
株式会社aiforce solutions

⑥ 取得した議決権比率
100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 当事業年度に係る損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2022年5月2日から2023年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価（現金）：1,642百万円
アドバイザー等に対する報酬（現金）：22百万円
取得原価 ：1,664百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん
1,644百万円

② 発生原因
主として今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間
償却方法：定額法
償却期間：5年

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	131,459	千円
固定資産	1,581	千円
資産合計	133,041	千円
流動負債	56,278	千円
固定負債	57,525	千円
負債合計	113,803	千円

(6) 企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響額及びその算定方法

売上高及び損益情報に与える影響額が軽微であるため記載を省略しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 結合当事企業及び当該事業の内容

結合企業：当社

被結合企業：株式会社aiforce solutions

事業の内容：AIコンサルティング事業、AI関連ソフトウェア開発事業、
AI関連人材教育事業

② 企業結合日

2022年5月2日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社aiforce solutionsを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

AI inside株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

株式会社aiforce solutionsと早期に一体となり、同社が持つ各サービス、技術やナレッジを当社のサービスと統合することで、AIの提供できる価値領域が広がり、AIソリューションの利用拡大を加速させられることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

A l i n s i d e株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 池 田 徹

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 倉 本 和 芳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、A l i n s i d e株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。
- (2) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な審議・報告資料等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につい
ても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

2023年5月24日

AI inside株式会社 監査等委員会

監査等委員 加川 亘 ㊞

監査等委員 蔵元 左近 ㊞

監査等委員 佐藤 孝幸 ㊞

(注) 監査等委員 加川亘、蔵元左近及び佐藤孝幸は、会社法第2条第15号及び第331条
第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営陣強化のため取締役1名を増員して取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	とぐち たく 渡久地 択 (1984年4月29日)	2010年1月 socialwave株式会社設立 代表取締役 2011年5月 IQUE株式会社設立 代表取締役CTO 2012年10月 SPACEBOY株式会社設立 代表取締役 2013年12月 think apartment株式会社設立 代表取締役 2014年3月 一般社団法人データサイエンス総合研究所設立 代表理事 2014年3月 Asia Post Pvt. Ltd CEO 2015年8月 LUZ-D株式会社設立 代表取締役 Pulse Evolution Japan株式会社 代表取締役CEO Toguchi Estate株式会社設立 代表取締役(現任) 当社設立 代表取締役社長CEO 2021年3月 株式会社ショーケース 社外取締役 2022年2月 当社代表取締役社長CEO兼CPO 2023年4月 当社代表取締役社長CEO（現任） <u>重要な兼職の状況</u> Toguchi Estate株式会社 代表取締役	1,874,168株
【取締役候補者とした理由】 渡久地択氏は、創業から代表取締役社長として事業の発展を牽引してきました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できるものと判断したため、引き続き取締役候補者としたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
2	さ き と う よ し あ き 前 刀 禎 明 (1958年8月5日)	1983年 4 月 ソニー株式会社入社 1989年 1 月 ベイン・アンド・カンパニー入社 1991年 5 月 ウォルト・ディズニー・ジャパン入社 1997年 1 月 AOLジャパン入社 1999年 9 月 株式会社ライブドア 代表取締役社長兼 CEO 2004年 4 月 米 国 Apple Computer, Inc. (現 Apple Inc.) 入社 2004年10月 アップルコンピュータ株式会社 (現 Apple Japan合同会社) 代表取締役 2006年12月 株式会社ネットエイジグループ (現 ユナイ テッド株式会社) 代表執行役会長 2007年 8 月 株式会社リアルディア 代表取締役 (現任) 2012年 6 月 モーションビート株式会社 (現 ユナイテッ ド株式会社) 代表執行役会長 2021年 6 月 当社取締役 2021年12月 株式会社エルライン 社外取締役 (現任) 2022年 2 月 当社取締役CMO (現任) <u>重要な兼職の状況</u> 株式会社リアルディア 代表取締役 株式会社エルライン 社外取締役	3,701株
【取締役候補者とした理由】 前刀禎明氏は、IT業界における豊富な経験と見識を有するほか、会社経営全般に関する相当程度の実績があります。2021年6月に当社取締役に就任して以来、こうした経験と見識を経営に活かして当社の成長に貢献してきました実績から、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
3	す ず き きょういちろう 鈴 木 協 一 郎 (1965年3月24日) 新任	1988年 4 月 株式会社青木建設（現 青木あすなる建設株式 会社）入社 1989年 3 月 トッパン・ムーアシステムズ株式会社（現 凸版印刷株式会社）入社 1991年 5 月 Synon, Inc.（現 Broadcom Inc.）入社 2001年 2 月 Meta TV, Inc. （現Comcast Corporation）入社 2004年 2 月 マイクロソフト株式会社（現 日本マイクロ ソフト株式会社） 執行役 2007年 8 月 同 社 執 行 役 アジア最高情報責任者 (CIO) 2009年 7 月 Microsoft Corporation（米 国 本 社） IT 部門ゼネラルマネジャー 2012年11月 レフトライト株式会社設立 代表取締役社長 (現任) 2013年 3 月 株式会社ミスミグループ本社 社長補佐GM 2016年 4 月 弁理士登録 レフトライト国際特許事務所 設立 2018年 1 月 株式会社テンプー 取締役 2018年12月 レフトライト国際法律事務所 弁理士（現 任） 2021年 6 月 株式会社polisee設立 代表取締役（現任） 2021年 6 月 当社アドバイザー 2022年10月 当社執行役員CIO（現任） 2023年 3 月 中央電力株式会社 社外取締役（現任） <u>重要な兼職の状況</u> レフトライト株式会社 代表取締役社長 レフトライト国際法律事務所 弁理士 株式会社polisee 代表取締役 中央電力株式会社 社外取締役	2,264株
【取締役候補者とした理由】 鈴木協一郎氏は、IT業界における豊富な経験と見識を有するほか、会社経営全般における相当程度の実績を有しています。弁理士としての知的財産に関する知見も豊富であり、こうした経験と見識を当社の経営に活かすことができるものと判断したため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
4	おかだ かずとし 岡田 和 敏 (1960年9月12日) 新任	1984年 4 月 沖電気工業株式会社 入社 1987年 4 月 株式会社システム総研 入社 1992年10月 タカヤ株式会社 入社 2000年 8 月 イーエックスイーテクノロジーズ株式会社 営業本部長 2005年 8 月 マカフィー株式会社 営業本部長 2007年 5 月 EDS JAPAN 代表取締役副社長 2009年 8 月 日本ヒューレット・パッカード株式会社 (現 日本ヒューレット・パッカード合同会社) 執行役員 2013年 3 月 日本アイ・ビー・エム株式会社 執行役員 2018年 6 月 株式会社光通信 執行役員 2020年 2 月 株式会社プリマジェスト 取締役 2022年12月 当社執行役員CESO 2023年 3 月 当社執行役員CRO (現任) <u>重要な兼職の状況</u> —	—
【取締役候補者とした理由】 岡田和敏氏は、コンピュータ関連企業やシステムインテグレータにおいてエンタープライズビジネスの豊富な経験と見識を有するほか、会社経営全般に関する相当程度の実績を有しています。こうした経験と見識を当社の経営に活かすことができるものと判断したため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
5	ほし けん い ち 星 健 一 (1967年1月17日) 社外	1989年 4 月 JUKI株式会社入社 2002年 3 月 同社フランス法人 取締役社長 2003年 8 月 同社ルーマニア法人 取締役社長 2005年 2 月 株式会社ミスミ入社 2005年 9 月 同社タイ法人 代表取締役社長 2008年 6 月 アマゾンジャパン合同会社入社 2010年 4 月 同社 ディレクター・経営会議メンバー 2019年11月 kenhoshi & Company 代表（現任） 2020年 2 月 オイシックス・ラ・大地株式会社 執行役員 COO 2020年 6 月 株式会社PopSicle 社外取締役 2021年 3 月 株式会社メドレー 社外取締役 2021年 6 月 当社社外取締役（現任） 2021年 9 月 Social Good Foundation 株 式 会 社 （現 SocialGood株式会社） 顧問 2022年 3 月 静岡県庁アドバイザーボードメンバー（現 任） 2022年 5 月 株式会社GROOVE 社外取締役（現任） 2023年 1 月 東海大学国際学部 非常勤講師（現任） 2023年 3 月 SocialGood株式会社 社外取締役（現任） 重要な兼職の状況 kenhoshi & Company 代表 株式会社GROOVE 社外取締役 SocialGood株式会社 社外取締役	2,040株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 星健一氏は、IT業界における豊富な経験と見識を有するほか、会社経営全般に関する相当程度の実績を有しています。こうした経験と見識に基づいて、当社経営陣から独立した立場で経営全般に関する助言・提言をしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 当社と各候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 星健一氏は社外取締役候補者であります。同氏は、現在、社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は、星健一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、本議案が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、星健一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は、同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	さとう たかゆき 佐藤 孝幸 (1969年10月10日) 社外	1992年 4 月 スイス・ユニオン銀行（現UBS銀行）東京支店入行 1996年 4 月 デロイト・トゥシュ・トーマツ会計事務所（米国サン・フランシスコ事務所）入所 1997年 7 月 米国公認会計士（モンタナ州）登録 2000年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 2002年 4 月 佐藤経営法律事務所開設 代表（現任） 2004年 7 月 エース損害保険株式会社（現Chubb損害保険株式会社） 社外監査役 2006年10月 ステート・ストリート信託銀行株式会社 社外監査役 2007年 6 月 株式会社ミクシィ 社外監査役 2018年 6 月 株式会社メイコー 社外監査役 2019年 6 月 当社社外監査役 2019年 9 月 全研本社株式会社 社外監査役（現任） 2021年 4 月 株式会社TORICO 社外監査役（現任） 2021年 6 月 ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社 社外監査役（現任） 2021年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年 2 月 株式会社フィル・カンパニー社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年 4 月 株式会社アンドパッド 社外監査役（現任） 重要な兼職の状況 佐藤経営法律事務所 代表 全研本社株式会社 社外監査役 株式会社TORICO 社外監査役 株式会社フィル・カンパニー 社外取締役（監査等委員）	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 佐藤孝幸氏は、会計・法律に関する経験と見識を有するほか、豊富な業務経験を通じて培われた企業経営等に関する高い知見を有しております。また、2021年6月より当社の監査等委員である社外取締役を務め、公正中立な立場から当社の経営において適切な意見をいただいております。こうした経験や見識から、引き続き監査等委員である社外取締役として経営監督機能強化へ貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。 なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
2	かがわ わたる 加川 亘 (1953年10月4日) 社外	1978年 4 月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会 社）入社 2011年 6 月 株式会社NTTドコモ 取締役執行役員 2013年 6 月 同社 取締役常務執行役員 2014年 6 月 東日本電信電話株式会社 常勤監査役 2019年 6 月 株式会社ウェルクス 社外取締役 2019年 6 月 LeapMind株式会社 社外監査役 2020年 4 月 フラワーペイメント株式会社 社外取締役 2021年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） <u>重要な兼職の状況</u> —	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 加川亘氏は、通信業界等における豊富な業務経験を通じて培われた企業経営等に関する高い見識を有しております。また、2021年6月より当社の監査等委員である社外取締役を務め、これまで公正中立な立場から当社の経営において適切な意見をいただいております。こうした経験や見識から、引き続き監査等委員として経営監督機能強化へ貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。 なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
3	くらもと さこん 蔵元 左近 (1975年10月22日) 社外	2004年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 小沢・秋山法律事務所 入所 2008年 9 月 スキャデン・アープス法律事務所 入所 2010年 5 月 米国ニューヨーク州弁護士 登録 2012年 6 月 西村あさひ法律事務所 入所 2014年10月 瓜生・糸賀法律事務所 入所 2016年 1 月 オリック東京法律事務所・外国法共同事業 入所（現任） 2017年 8 月 キングラン株式会社 社外監査役 2019年10月 LOCON株式会社 社外取締役 2020年10月 ビズメイツ株式会社 社外監査役（現任） 2023年 5 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 重要な兼職の状況 オリック東京法律事務所・外国法共同事業 ビズメイツ株式会社 社外監査役	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 蔵元左近氏は、弁護士としての経験と見識、及び企業経営に関する高い知見を有しております。こうした経験や知見から、監査等委員である社外取締役として当社経営の監督機能強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、企業法務に精通しており、監査等委員として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1か月となります。			

- (注) 1. 当社と各候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤孝幸氏、加川巨氏及び蔵元左近氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、佐藤孝幸氏、加川巨氏及び蔵元左近氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、佐藤孝幸氏、加川巨氏及び蔵元左近氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

【ご参考：本総会後の取締役会のスキルマトリクス】

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役会のスキルマトリクスは、以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	経験・専門性						
		CEO／ 代表取締役	グローバル ビジネス	AI・IT	関連業界／ 事業	財務／ 会計	法律・ガバ ナンス・ リスクマネ ジメント	M&A
渡 久 地 択	代表取締役社長 CEO	●		●	●			
前 刀 禎 明	取締役CMO	●	●	●	●			
鈴 木 協 一 郎	取締役CIO	●	●	●			●	
岡 田 和 敏	取締役CRO		●	●	●			
星 健 一	社外取締役	●	●	●	●			
佐 藤 孝 幸	社外取締役 (監査等委員)		●			●	●	●
加 川 亘	社外取締役 (監査等委員)			●	●		●	
蔵 元 左 近	社外取締役 (監査等委員)		●				●	●

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第6期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、当該報酬枠とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年10,000株以内（うち社外取締役分は年3,000株以内）とご承認いただいております。

今般、対象取締役の構成の変動（社外取締役以外を対象取締役の増加）や当社の株価の変動を勘案し、今後も引き続き、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、発行又は処分される当社の普通株式の総数を年間20,000株以内（うち社外取締役分は年間3,000株以内）に改定することにつきご承認をお願いいたします。また、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記目的を踏まえ相当と考えられる金額として、引き続き、年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）といたします。

対象取締役は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会にて決定します。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、対象取締役に對し、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（その概要は事業報告の「4. 役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載のとおり）に基づき、継続して相当な数の譲渡制限付株式を付与するために必要かつ合理的な内容であり、相当であると判断しております。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結す

るものといたします。

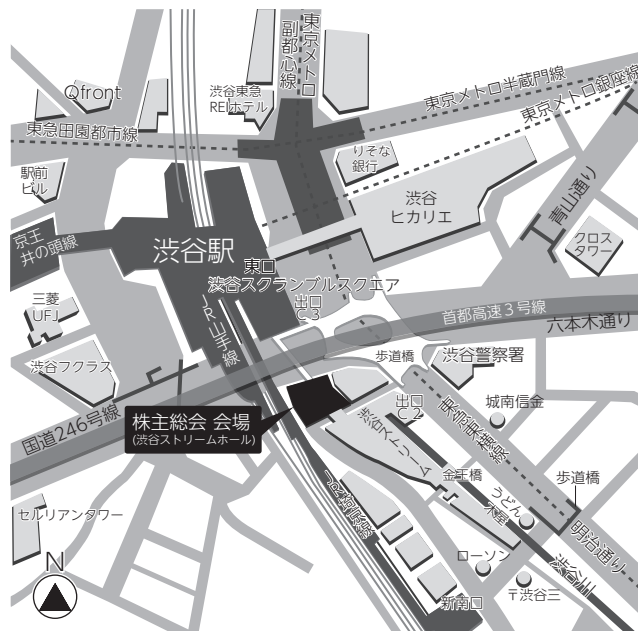
- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、5年以内で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

株主総会会場ご案内

会場

東京都渋谷区渋谷3丁目21番3号
渋谷ストリームホール6階



交通のご案内

- 東急 東横線・田園都市線 → [C 2]口直結
- 東京メトロ 銀座線・半蔵門線・副都心線 → [C 2]口直結
- ＪＲ 山手線・埼京線・湘南新宿ライン → 中央改札又は南改札から、東口方面 渋谷スクランブルスクエア 2 階貫通路を經由して直結
- 京王 井の頭線 → ＪＲ側に渡り、東口より地下道に降りて[C 2]口直結